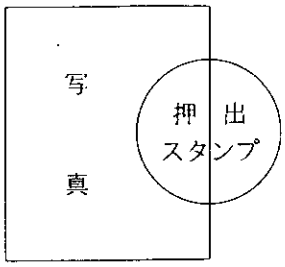
別記様式第六（第十四条関係）

（表　面）

第　　号

検　　査　　員　　証



官　職

氏　名

年　月　日生

上記の者は、自動車安全運転センター法第38条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

年　月　日

国家公安委員会　印

（裏　面）

自動車安全運転センター法（抜粋）

（報告及び検査）

第38条　国家公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務に関し報告をさせ、又は警察庁の職員にセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条　第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ列８番とする。